

能美市就職・定住促進家賃補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、Uターン、Iターン又はJターン(以下「U・I・Jターン」という。)により市内企業へ就職し、市内の賃貸住宅に入居する者に対して、賃貸料の一部を補助することにより、市内企業への就職及び市内への定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 市内に本店又は事業所を有する法人又は個人をいう。ただし、以下のアからウに該当するものを除く。

ア 国(独立行政法人を含む)及び地方公共団体

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営むもの

ウ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営むものの

(2) Uターン 能美市に住民票を有している者が、進学等で生活の本拠を市外へ移し、就職時に再び能美市へ転居することをいう。

(3) Iターン 市外に住民票を有していた者が、進学又は就職に伴い能美市へ住民票を移すことをいう。

(4) Jターン 市外に住民票を有していた者が、進学等で生活の本拠を他自治体へ移し、就職時に能美市へ住民票を移すことをいう。

(5) 賃貸住宅 市内の民間賃貸住宅及び市営住宅のうち特定公共賃貸住宅をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) U・I・Jターンにより平成30年3月以降に市内企業に正規雇用として就職した者で、就職時の年齢が40歳以下の者
- (2) 能美市に転入した日から1年以内に就職した者。ただし、進学に伴うIターンである場合はこの限りではない。
- (3) 就職先企業の人事異動等で市外に転出する見込みがないと認められる者
- (4) 賃貸借契約に係る契約者本人であること。
- (5) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納している者
- (6) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、就職した月以降に最初に賃貸住宅に係る賃貸料を支払った月から起算して2年間とする。

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、賃貸借契約に基づく賃貸料とし、管理費及び共益費は含まないものとする。ただし、就職先の企業から住居手当等の支給を受けている場合は、これを差し引いた額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、対象経費の3分の1の額とし、限度額は月額5,000円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、4月1日から9月30日までに支払った賃貸料については当該年度の10月31日までに、10月1日から翌年3月31日までに支払った賃貸料については翌年度の4月30日までに能美市就職・定住促進家賃補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し(初回の申請のみ)
- (2) 雇用証明書(様式第2号)

(3) 賃貸料の支払いを証する書類の写し

2 対象者が市内に住所を有しなくなったときは、それ以降の申請はできないものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認められる者については、当該申請者に能美市就職・定住促進家賃補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市就職・定住促進家賃補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。